

企業会計基準適用指針公開草案第 19 号

払込資本を増加させる可能性のある部分を含む 複合金融商品に関する会計処理（案）

平成 18 年 XX 月 XX 日
企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
適用指針	2
範 囲	2
用語の定義	3
新株予約権の会計処理	5
自己新株予約権の会計処理	13
新株予約権付社債の会計処理	19
転換社債型新株予約権付社債の場合	19
その他の新株予約権付社債の場合	23
取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の場合	26
外貨建転換社債型新株予約権付社債の場合	28
社債と新株予約権を同時に募集し同時に割り当てる場合の 会計処理	31
適用時期等	32
結論の背景	33
経 緯	33
範 囲	36
用語の定義	37
新株予約権の会計処理	39
自己新株予約権の会計処理	41
新株予約権付社債の会計処理	44
転換社債型新株予約権付社債の場合	44
その他の新株予約権付社債の場合	46
取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の場合	47

外貨建転換社債型新株予約権付社債の場合	51
社債と新株予約権を同時に募集し同時に割り当てる場合の 会計処理	52

設 例

- [設例 1] 転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理（一括法）
- [設例 2] 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計
処理（一括法）
- [設例 3] 外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理
（一括法）

目 的

1. 本適用指針は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）における「VII. 複合金融商品」のうち、「1. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品」を適用する際の指針を定める。

適用指針

範 囲

2. 本適用指針は、金融商品会計基準が適用される場合において、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に適用する。また、これに関連する新株予約権及び自己新株予約権にも適用する。ただし、新株予約権については、現金を対価として受け取り、付与されるものに限る。

用語の定義

3. 「会社法による転換社債型新株予約権付社債」とは、募集事項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること（会社法第 236 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）を、あらかじめ明確にしている新株予約権付社債で、会社法の規定に基づき発行されたものをいう。
4. 「旧商法による転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権の行使があったときに代用払込の請求があったものとみなす旨（会社法施行日前の商法（以下「旧商法」という。）第 341 条ノ 3 第 1 項第 8 号）を決議し、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債で、旧商法の規定に基づき発行されたものをいう。

新株予約権の会計処理

5. 会社法に基づき発行された新株予約権の会計処理は第 6 項から第 12 項により行う。なお、旧商法に基づき発行された新株予約権の会計処理については、実務対応報告第 1 号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 1 号」という。）Q1 A3 による。

発行者側の会計処理

（発行時の会計処理）

6. 新株予約権は、その発行に伴う払込金額（会社法第 238 条第 1 項第 3 号）を、純資産の部に「新株予約権」として計上する。

(権利行使時の会計処理)

7. 新株予約権が行使された場合の会計処理は次のように行う。

(1) 新株を発行する場合

新株予約権が行使され、新株を発行する場合の会計処理は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額（会社法第 238 条第 1 項第 3 号）と新株予約権の行使に伴う払込金額（会社法第 236 条第 1 項第 2 号）を、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。

(2) 自己株式を処分する場合

新株予約権が行使され、自己株式を処分する場合の自己株式処分差額の会計処理は、自己株式を募集株式の発行等の手続により処分する場合に準じて取り扱う（企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（以下「自己株式等会計基準」という。）第 9 項、第 10 項及び第 12 項）。

なお、自己株式処分差額を計算する際の自己株式の処分の対価は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額との合計額とする。

(失効時の会計処理)

8. 新株予約権が行使されずに権利行使期間が満了し、当該新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益（原則として特別利益）として処理する。

取得者側の会計処理—新株予約権の発行会社以外が取得者となる場合—

(取得時の会計処理)

9. 新株予約権は、有価証券の取得として処理する。

(権利行使時の会計処理)

10. 新株予約権の権利を行使し、発行会社の株式を取得したときは、当該新株予約権の保有目的区分に応じて、売買目的有価証券の場合には権利行使時の時価で、その他有価証券の場合には帳簿価額（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）第 57 項(4)）で株式に振り替える。

(譲渡時の会計処理)

11. 新株予約権に対する支配が他に移転したときは、その消滅を認識するとともに、移転した新株予約権の帳簿価額とその対価としての受取額との差額を当期の損益として処理する（金融商品会計基準第 11 項）。新株予約権を発行会社に譲渡した場合（会社法第 236 条第 1 項第 7 号）においても同様に行う。

(失効時の会計処理)

12. 新株予約権を行使せずに権利行使期間が満了し、当該新株予約権が失効したときは、当

該新株予約権の帳簿価額（金融商品会計実務指針第 91 項に基づき減損処理している場合には、減損処理後の帳簿価額）を当期の損失として処理する。

自己新株予約権の会計処理

取得時の会計処理

13. 自己新株予約権を取得したときの取得価額は、取得した自己新株予約権の時価（取得した自己新株予約権の時価よりも支払対価の時価の方が、より高い信頼性をもって測定可能な場合には、支払対価の時価）に取得時の付随費用を加算して算定する。

保有時の会計処理

14. 自己新株予約権は、取得原価による帳簿価額を、純資産の部の新株予約権から、原則として直接控除する。
15. 自己新株予約権の帳簿価額が、対応する新株予約権の帳簿価額を超える場合において、当該自己新株予約権の時価が著しく下落し、回復する見込みがあると認められないときは、時価との差額（ただし、自己新株予約権の時価が、対応する新株予約権の帳簿価額を下回る場合は、当該自己新株予約権の帳簿価額と当該新株予約権の帳簿価額との差額）を当期の損失として処理する。また、自己新株予約権が処分されないものと認められるときは、当該自己新株予約権の帳簿価額と対応する新株予約権の帳簿価額との差額を当期の損失として処理する。
16. 連結財務諸表上、親会社が発行した新株予約権を親会社が保有している場合及び連結子会社が発行した新株予約権を当該連結子会社が保有している場合は、それぞれの個別財務諸表と同様、自己新株予約権として処理する。一方、親会社が発行した新株予約権を連結子会社が保有している場合及び連結子会社が発行した新株予約権を親会社が保有している場合は、連結会社相互間の債権と債務の相殺消去（連結財務諸表原則 第四 六）に準じて処理する（連結財務諸表原則注解（注解 14）4 の定めは適用されない）。

消却時の会計処理

17. 自己新株予約権を消却した場合、消却した自己新株予約権の帳簿価額とこれに対応する新株予約権の帳簿価額との差額を、自己新株予約権消却損（又は自己新株予約権消却益）等の適切な科目をもって当期の損益として処理する。

処分時の会計処理

18. 自己新株予約権を処分した場合、受取対価と処分した自己新株予約権の帳簿価額との差額を、自己新株予約権処分損（又は自己新株予約権処分益）等の適切な科目をもって当期の損益として処理する。

新株予約権付社債の会計処理

転換社債型新株予約権付社債の場合

19. 会社法による転換社債型新株予約権付社債の会計処理は第 20 項から第 22 項により行う。
なお、旧商法による転換社債型新株予約権付社債については、実務対応報告第 1 号 Q2 A3(2) による。

(発行者側の会計処理)

20. 会社法による転換社債型新株予約権付社債について、その発行に伴う払込金額は、以下のいずれかの方法により会計処理する。
- (1) 社債と新株予約権のそれぞれの払込金額を合算し、普通社債の発行に準じて処理する(一括法)。
 - (2) 転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分した上で、社債の対価部分は、普通社債の発行に準じて処理し、新株予約権の対価部分は、新株予約権の発行者側の会計処理(第 6 項参照)に準じて処理する(区分法)。
21. 会社法による転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されたときの会計処理は次のように行う。
- (1) 新株を発行する場合

新株予約権が行使され、新株を発行する場合において、発行時に一括法を採用しているときは、当該転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額を、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。〔設例 1〕

また、発行時に区分法を採用しているときは、当該転換社債型新株予約権付社債における社債の対価部分(帳簿価額)と新株予約権の対価部分(帳簿価額)の合計額を、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。

- (2) 自己株式を処分する場合

新株予約権が行使され、自己株式を処分する場合の自己株式処分差額の会計処理は、自己株式を募集株式の発行等の手続により処分する場合に準じて取り扱う(自己株式等会計基準第 9 項、第 10 項及び第 12 項)。

なお、自己株式処分差額を計算する際の自己株式の処分の対価について、発行時に一括法を採用している場合は、当該転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額とする。また、発行時に区分法を採用している場合は、当該転換社債型新株予約権付社債における社債の対価部分(帳簿価額)と新株予約権の対価部分(帳簿価額)の合計額とする。

(取得者側の会計処理—新株予約権付社債の発行会社以外が取得者となる場合—)

22. 会社法による転換社債型新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分せず、普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替える(一括法)。

その他の新株予約権付社債の場合

23. 会社法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債（以下「その他の新株予約権付社債」という。）の会計処理は第 24 項及び第 25 項により次のように行う。なお、旧商法に基づき発行されたその他の新株予約権付社債については、実務対応報告第 1 号 Q2 A3(1)による。

（発行者側の会計処理）

24. 会社法に基づき発行されたその他の新株予約権付社債について、その発行に伴う払込金額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分する。社債の対価部分は、普通社債の発行に準じて処理し、新株予約権の対価部分は、新株予約権の発行者側の会計処理に準じて処理する（第 6 項参照）（区分法）。

また、新株予約権が行使されたときの会計処理については、転換社債型新株予約権付社債の発行時に区分法を採用している場合に準じて処理する（第 21 項参照）。

（取得者側の会計処理－新株予約権付社債の発行会社以外が取得者となる場合－）

25. 会社法に基づき発行されたその他の新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分する。社債の対価部分は、普通社債の取得に準じて処理し、新株予約権の対価部分は、新株予約権の取得者側の会計処理に準じて処理する（第 9 項参照）（区分法）。

取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の場合

（発行者側の会計処理）

26. 会社法による転換社債型新株予約権付社債の発行者が、一定の事由が生じたことを条件として、当該転換社債型新株予約権付社債を取得できることとする条項（取得条項）が付された転換社債型新株予約権付社債について、発行者が、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合の発行者側の会計処理は次のように行う。

(1) 取得の対価が現金の場合

- ① 取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合

発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合には、繰上償還する場合に準じて処理する。

- ② ①以外の場合

発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合において、発行時に一括法を採用しているときは自己社債の取得に準じて処理し、区分法を採用しているときには、取得の対価としての払出額を発行時における払込金額の区分（第 20 項参照）に準じて社債の対価部分と新株予約権の対価部分に

区分し、社債の対価部分は自己社債の取得に準じて、新株予約権の対価部分は自己新株予約権の取得に準じて処理する（第 13 項参照）。

(2) 取得の対価が自社の株式の場合 [設例 2]

① 取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合

発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を転換価格で除した自社の株式数を交付することにより取得する場合には、会社法による転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権が行使されたときに準じて処理する（第 21 項参照）。

② ①以外の場合

発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を転換価格で除した自社の株式数を交付することにより取得する場合には、取得の対価となる自社の株式の時価と取得した転換社債型新株予約権付社債の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価に基づき資本金又は資本金及び資本準備金を増加させるとともに、発行時に一括法を採用しているときは取得した転換社債型新株予約権付社債を自己社債に準じて処理し、区分法を採用しているときには、当該時価を発行時における払込金額の区分（第 20 項参照）に準じて社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分し、社債の対価部分は自己社債に準じて、新株予約権の対価部分は自己新株予約権に準じて処理する。

(転換社債型新株予約権付社債権者側の会計処理)

27. 会社法による転換社債型新株予約権付社債のうち、取得条項が付された転換社債型新株予約権付社債について、発行者が、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合の転換社債型新株予約権付社債権者側の会計処理は次のように行う。

(1) 発行者による取得の対価が現金の場合

転換社債型新株予約権付社債の譲渡として処理する。したがって、譲渡した転換社債型新株予約権付社債の消滅を認識するとともに、譲渡した転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額とその対価としての受取額との差額を当期の損益として処理する（金融商品会計基準第 11 項）。

(2) 発行者による取得の対価が発行者（自社）の株式の場合

会社法による転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合に準じて処理する（第 22 項参照）。

外貨建転換社債型新株予約権付社債の場合

(発行者側の会計処理)

28. 会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債について、発行時に一括法を採用している場合の発行者側の会計処理は次のように行う。なお、旧商法に基づき発

行された外貨建転換社債型新株予約権付社債については、実務対応報告第 11 号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 11 号」という。）による。〔設例 3〕

(1) 発行時の会計処理

発行時の円貨への換算は、発行時の為替相場による。

(2) 決算時の会計処理

決算時の円貨への換算は、決算時の為替相場による。また、決算時の換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する（「外貨建取引等会計処理基準」（以下「外貨基準」という。）一 2(2)）。

(3) 新株予約権行使時の会計処理

新株予約権行使時に資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額の円貨への換算は、当該権利行使時の為替相場による。また、権利行使時の換算によって生じた換算差額は、当該権利行使時の属する会計期間の為替差損益として処理する。なお、新株予約権行使時の為替相場については外貨基準注解 注 2 による。

29. 会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債について、発行時に区分法を採用している場合の発行者側の会計処理は次のように行う。

(1) 外貨建社債の対価部分

外貨建社債の対価部分の発行時の円貨への換算は発行時の為替相場により、決算時の円貨への換算は決算時の為替相場による（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下「外貨実務指針」という。）第 19-6 項）。また、新株予約権行使時に資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額の円貨への換算は、当該権利行使時の為替相場による。

(2) 外貨建新株予約権の対価部分

外貨建新株予約権の対価部分の発行時及び決算時の円貨への換算並びに新株予約権行使時に資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額の円貨への換算は、発行時の為替相場による（外貨実務指針第 19-2 項及び第 19-3 項）。

（取得者側の会計処理）

30. 会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債の取得者側における円貨への換算は、外貨実務指針第 19-9 項による。

社債と新株予約権を同時に募集し同時に割り当てる場合の会計処理

31. 会社法に基づき社債と新株予約権を同時に募集し、かつ、両者を同時に割り当てる場合（以前の分離型新株引受権付社債と同様の場合）の会計処理は、発行者側及び取得者側ともに区分法により行う（第 24 項及び第 25 項参照）。なお、旧商法に基づき社債と新株予約権を同時に募集し、かつ、両者を同時に割り当てる場合の会計処理は、実務対応報告第 1 号 Q3 A による。

適用時期等

32. 本適用指針は、本適用指針公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。ただし、会社法施行日（平成 18 年 5 月 1 日）以後本適用指針公表日前に終了した事業年度及び中間会計期間については、本適用指針を適用することができる。

なお、本適用指針の適用により、実務対応報告第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 16 号」という。）は廃止する。

結論の背景

経緯

33. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品の会計処理については、これまで、金融商品会計基準、金融商品会計実務指針、実務対応報告第1号、実務対応報告第11号及び実務対応報告第16号においてそれぞれ取り扱われてきた。
34. 本適用指針は、企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」が平成18年8月11日に企業会計基準第10号として改正され、転換社債及び新株引受権付社債に関する定めが新株予約権付社債に関する定めに変更されたことから、実務対応報告第16号の内容を企業会計基準第10号の適用上の指針として定めたものである。また、実務対応報告第16号では取り扱われていなかった外貨建転換社債型新株予約権付社債に関する取得者側及び発行時に区分法を採用している場合の発行者側の会計処理について明らかにしている。
35. さらに、本適用指針では、会社法において、一定の事由が生じたことを条件として、発行者がその新株予約権付社債を取得できることとする条項（取得条項）が付された新株予約権付社債を発行することが可能となったため、その会計処理を取り扱うこととした。これは、実務対応報告第16号の公表後に、本件に関する質問が多く寄せられたことに対応するものである。

範囲

36. 本適用指針では、新株予約権について、現金を対価として受け取り、付与されたものを適用範囲としている（第2項参照）。これは、平成17年12月27日公表の企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）で取り扱われていない新株予約権の会計処理を適用範囲とする趣旨である。ストック・オプション会計基準では、企業がその従業員等に対して、ストック・オプションを付与する取引の他、企業が財貨又はサービスを取得するときの対価として自社株式オプション（新株予約権）を付与する取引についても取り扱っているが、企業が現金を取得するときの対価として自社株式オプション（新株予約権）を付与する取引は前提としていない。したがって、当該取引の会計処理については、本適用指針の定めによることとなる。

なお、敵対的買収防止策として一定の者に自社株式オプション（新株予約権）が付与される取引のように、対価性のないことが明確である取引の場合には、当該取引に関して費用を認識しないことがストック・オプション会計基準で示されているため（ストック・オプション会計基準第33項）、当該取引について本適用指針の定めは適用されないこととなる。ただし、敵対的買収防止策として付与した自社株式オプション（新株予約権）を消却する場合等に生じる自己新株予約権の会計処理については、本適用指針の定めによることとなる。

用語の定義

37. 会社法による転換社債型新株予約権付社債について、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合（第3項参照）とは、以前の転換社債と経済的実質が同一となるように、例えば、以下のいずれかが募集事項に照らして明らかかな場合である。
- (1) 新株予約権について取得事由を定めておらず、かつ、社債についても繰上償還を定めていないこと。
 - (2) 新株予約権について取得事由を定めている場合には、新株予約権が取得されたときに社債も同時に取得されること、また、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に消滅すること。
38. 旧商法による転換社債型新株予約権付社債について、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合（第4項参照）とは、以前の転換社債と経済的実質が同一となるように、例えば、以下のいずれかが社債要項等に照らして明らかかな場合である。
- (1) 新株予約権について消却事由を定めておらず、かつ、社債についても繰上償還を定めていないこと。
 - (2) 新株予約権について消却事由を定めている場合には、新株予約権が消却されたときに社債も同時に償還されること、また、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に消却されること。

新株予約権の会計処理

発行者側の会計処理

39. 新株予約権に関する表示について、平成17年12月9日公表の企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下「純資産会計基準」という。）の適用前においては、以前の新株引受権付社債の会計処理を勘案し、その発行価額を仮勘定として負債の部に計上することとしていたが、純資産会計基準の適用に伴い、その発行に伴う払込金額を純資産の部に計上することとなった（純資産会計基準第4項及び第7項）（第6項参照）。

取得者側の会計処理－新株予約権の発行会社以外が取得者となる場合－

40. 新株予約権証券は有価証券に該当するため、取得者側において、金融商品会計基準及び金融商品会計実務指針の有価証券に関する定めにより認識・測定されることとなる。したがって、新株予約権は、取得時に時価で測定し（金融商品会計実務指針第29項）、保有目的の区分に応じて、売買目的有価証券又はその他有価証券として会計処理する（第9項参照）。

なお、取得時の時価の算定については、新株予約権が株式に対するコール・オプションとしての性格を有するため、デリバティブ取引に対する評価方法（金融商品会計実務指針第101項から第104項）に準じて行うことが適当と考えられる。

自己新株予約権の会計処理

取得時の会計処理

41. 自己新株予約権の取得は、株主との資本取引ではなく、新株予約権者との損益取引であることから、その取得価額はその後の損益に影響を与えることとなる。したがって、当該取得価額は、取得の対価の種類にかかわらず、時価に基づき算定することとした（第 13 項参照）。なお、自己新株予約権の取得時には、その後、当該自己新株予約権を消却するか、処分するかが必ずしも明らかではないため、取得時には損益を計上しないこととした。

保有時の会計処理

42. 自己新株予約権は資産性を有するが、自らが発行した新株予約権を取得し、当該自己新株予約権を資産の部に計上した場合、自己新株予約権とこれに対応する新株予約権の金額が資産の部と純資産の部に両建て表示されることとなる。しかしながら、当該取引は自らが発行した新株予約権の買戻しであり、資産の部と純資産の部との両建て表示ではなく、相殺表示の方が実態に即していると考えられる（第 14 項参照）。
43. 親会社が発行した新株予約権を連結子会社が保有している場合及び連結子会社が発行した新株予約権を親会社が保有している場合について、連結会社相互間の債権と債務の相殺消去（連結財務諸表原則 第四 六）に準じて処理することとしたのは、新株予約権が純資産の部における株主資本以外の項目であることを重視したものである（第 16 項参照）。

新株予約権付社債の会計処理

転換社債型新株予約権付社債の場合

44. 金融商品会計基準では、複合金融商品について、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品とその他の複合金融商品に区分して、それぞれ処理方法を定めている。このうち、前者、すなわち、新株予約権付社債のように契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品は、払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分の価値をそれぞれ認識することができるならば、それぞれの部分を区分して処理することが合理的であるとし、その他の新株予約権付社債は払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分が同時に各々存在し得ることから、その取引の実態を適切に表示するため、それぞれの部分を区分して処理することが必要であるとされている。

しかしながら、募集事項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること（会社法第 236 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）をあらかじめ明確にしている転換社債型新株予約権付社債については、以前の転換社債と経済的実質が同一であり、それぞれの部分を区分して処理する必要性は乏しいと考えられるため、区分して処理する方法に加え、一体として処理する方法も認めている（金融商品会計基準第 112 項及び第 113 項）（第 20 項参照）。

なお、転換社債型新株予約権付社債を社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分する場合には、金融商品会計基準（注15）1によることとなるが、社債と新株予約権それぞれの払込金額が明らかに経済的に合理的な額と乖離する場合には、当該払込金額の比率で配分する方法を適用することは適当でない。このような場合には、新株予約権付社債を区分する他の方法を適用することとなる。

45. 旧商法では、従前の転換社債型新株予約権付社債について、社債の発行価額（旧商法第341条ノ3第1項第1号）と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（旧商法第341条ノ13第1項）が同額でなければならず（旧商法第341条ノ3第2項）、また、通常の新株予約権の行使と同様に、新株予約権の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計が新株の発行価額とみなされる（旧商法第341条ノ15第5項及び第280条ノ20第4項）とされていた。

しかしながら、会社法ではこれらの定めが存在しないため、本適用指針では、新株予約権が行使されたときに資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額について、発行時に一括法を採用している場合は、当該転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額とし、発行時に区分法を採用している場合は、当該転換社債型新株予約権付社債における社債の対価部分（帳簿価額）と新株予約権の対価部分（帳簿価額）の合計額としている（第21項参照）。この結果、新株予約権が行使されたときには、一括法と区分法のいずれを採用している場合にも損益が生じないこととなる。

その他の新株予約権付社債の場合

46. 金融商品会計基準では、新株予約権付社債のように契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品について、払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分の価値をそれぞれ認識することができるならば、それぞれの部分を区分して処理することが合理的であるとされている。さらに、個々の複合金融商品の様態及び取引実態において、その他の新株予約権付社債は払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分が同時に各々存在し得ることから、その取引の実態を適切に表示するため、それぞれの部分を区分して処理することが必要であるとされている（金融商品会計基準第112項）。

したがって、その他の新株予約権付社債については、発行者側及び取得者側ともに区分法を適用することとしている（第24項及び第25項参照）。これは、以前の新株引受権付社債の会計処理について、分離型あるいは非分離型を区別することなく、発行者側及び取得者側ともに区分法を適用していたことと整合的である。

なお、区分法を適用する場合には、金融商品会計基準（注15）によることとなるが、社債と新株予約権それぞれの払込金額が明らかに経済的に合理的な額と乖離する場合には、当該払込金額の比率で配分する方法を適用することは適当でない。このような場合には、新株予約権付社債を区分する他の方法を適用することとなる。

取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の場合 (発行者側の会計処理)

47. 会社法では、取得条項付の新株予約権付社債を発行することができることとされた（会社法第236条第1項第7号）。本適用指針では、転換社債型新株予約権付社債が以前の転換社債と経済的実質が同一であることを前提に、発行者は一括法と区分法のいずれかの方法により会計処理することとしている（第20項参照）が、取得条項付の転換社債型新株予約権付社債についても、これに付された新株予約権が転換社債型新株予約権付社債権者により行使されたときに自社の株式が交付されるなど、以前の転換社債と経済的実質が同一であることを前提に、発行者は一括法と区分法のいずれかの方法により会計処理することができるものと考えている。

48. 会社法による転換社債型新株予約権付社債の発行者が、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づき、現金を対価として当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合の発行者側の会計処理について、当該転換社債型新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合には、繰上償還と経済的実質が同一であることから、これに準じて処理することとした（第26項(1)①参照）。したがって、当該転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額とその対価としての払出額との差額を当期の損益として処理することとなる。

一方、募集事項の内容等が上記以外の場合には、自己社債の取得及び自己新株予約権の取得に準じて処理することとした（第26項(1)②参照）。この場合、当該転換社債型新株予約権付社債の取得価額は、その対価としての払出額に基づき算定することとなり、取得時には損益が計上されないこととなる。

なお、自己社債については、これまでの会計慣行を踏まえ、金融商品会計基準における有価証券の会計処理に準じて処理する。

また、会社法による転換社債型新株予約権付社債の発行者が、取得条項に基づき、自社の株式の市場価格が転換価格を下回る場合において、社債金額に基づく金額により現金を対価として当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合の発行者側の会計処理についても、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項が付されている場合と同様に、繰上償還並びに自己社債の取得及び自己新株予約権の取得に準じて処理することとなる。

49. 会社法による転換社債型新株予約権付社債の発行者が、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を転換価格で除した自社の株式数を交付することにより当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合の発行者側の会計処理について、当該転換社債型新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合には、転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することと経済的実質が同一であることから、本適用指針では、これらの会計処理を整合させることとした（第26項(2)①参照）。これは、従来、発行者が、

自社の株式の市場価格が転換価格を上回る場合において繰上償還条項に基づき繰上償還を行うことを明らかにすることにより、転換社債権者が転換権を行使していた繰上償還権付転換社債と経済的実質が類似しており、当該繰上償還権付転換社債に係る従来の会計処理とも整合的である。

したがって、取得の対価が新株の場合において、発行時に一括法を採用しているときの資本金又は資本金及び資本準備金の増加額は、取得した転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額に基づき算定され、発行時に区分法を採用しているときの資本金又は資本金及び資本準備金の増加額は、取得した転換社債型新株予約権付社債における社債の対価部分と新株予約権の対価部分の帳簿価額の合計額に基づき算定されることとなる。この結果、発行者が取得条項に基づき転換社債型新株予約権付社債を取得したときには、一括法と区分法のいずれを採用している場合にも損益は計上されないこととなる。

一方、会社法による転換社債型新株予約権付社債の発行者が、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を転換価格で除した自社の株式数を交付することにより当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合であっても、募集事項の内容等が上記以外の場合には、転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することと経済的実質が同一であるとはいえず、むしろ自己社債の取得及び自己新株予約権の取得として会計処理することが適当であるものとした（第26項(2)②参照）。

したがって、取得の対価が新株の場合における資本金又は資本金及び資本準備金の増加額は、取得の対価となる自社の株式の時価と取得した転換社債型新株予約権付社債の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価に基づき算定されることとなる。この結果、発行者が取得条項に基づき転換社債型新株予約権付社債を取得したときには、一括法と区分法のいずれを採用している場合にも損益は計上されないこととなる。

（転換社債型新株予約権付社債権者側の会計処理）

50. 転換社債型新株予約権付社債の発行者が、発行者（自社）の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を転換価格で除した自社の株式数を交付することにより当該転換社債型新株予約権付社債を取得する限りにおいては、転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することと経済的実質が同一であることから、本適用指針では、これらの会計処理を整合させることとした（第27項(2)参照）。

したがって、転換社債型新株予約権付社債権者が、取得条項に基づき、転換社債型新株予約権付社債を発行者に譲渡し、対価として発行者の株式を取得した場合には、当該転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額を株式に振り替えることとなる。

外貨建転換社債型新株予約権付社債の場合

51. 外貨実務指針には、以前の外貨建転換社債の発行及び換算について、以下の2つの考え方が示されている（外貨実務指針第63項）。

(1) 転換社債の発行を潜在的株式の発行と解する考え方

この考え方による場合、新株の発行価額を転換社債の発行時の為替相場により円換算することになる（外貨基準一 2(1)②ただし書き及び外貨実務指針第 20 項）。

(2) 転換社債の転換による新株の発行を現物出資や相殺と解する考え方

この考え方による場合、転換社債の発行と転換による新株の発行をいったん切断して考え、新株の発行価額を転換時の為替相場により円換算することになる。

また、実務対応報告第 11 号においては、従前の転換社債型新株予約権付社債は以前の転換社債と経済的実質が同一と考えられるため、従前の外貨建転換社債型新株予約権付社債の決算時の円換算の処理については、以前の外貨建転換社債と同様、上記(1)の考え方に基づき、外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行時の為替相場により行うこととされている（実務対応報告第 11 号 2）。

しかしながら、会社法においては、上記(2)の現物出資の考え方によることが明らかにされた（会社法第 284 条第 1 項）ため、会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債の決算時の円貨への換算は決算時の為替相場によることとし、新株予約権行使時の円貨への換算はその権利行使時の為替相場によることとした（第 28 項(3)参照）。

なお、実務対応報告第 11 号において、従前の外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う入金外貨額に本邦通貨による為替予約等が付されている場合には、振当処理を適用することができることとされていた（実務対応報告第 11 号 2(1)）が、本適用指針が適用される取引については、振当処理が認められないこととなる点に留意する必要がある。これは、本適用指針の適用により、当該外貨建転換社債型新株予約権付社債は決算時の為替相場により換算され、発行後において為替変動リスクにさらされることになるため、将来の外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う入金外貨額に係る為替予約等は、振当処理が認められない予定取引に係る為替予約等に該当することとなるためである（外貨実務指針第 5 項）。

社債と新株予約権を同時に募集し同時に割り当てる場合の会計処理

52. 社債と新株予約権を同時に募集し、かつ、両者を同時に割り当てる場合、社債と新株予約権は別々に証券が発行されるので発行後は個別に流通することになるが、発行時において両者は実質的に一体のものとみられるため、その経済的実質はその他の新株予約権付社債と同一であると考えられる。したがって、発行者側及び取得者側ともに会計処理は区分法により行うことが適当である（第 31 項参照）。

なお、社債と新株予約権を同時に募集していない場合又は両者を同時に割り当てていない場合でも、両者が実質的に一体のものとみられるときは、社債と新株予約権を個々に会計処理せずに、それぞれの払込金額を合計した上で区分法を適用することに留意する必要がある。例えば、社債と新株予約権を同時に募集していない場合とは、一部の割当てを時間的にずらしているような場合であり、両者を同時に割り当てていない場合とは、一部の社債と新株予約権の割当てを別々の者に行うような場合である。

設 例

以下の設例は、本適用指針で示された内容について理解を深めるためのものであり、仮定として示された前提条件の記載内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。

[設例 1] 転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理（一括法）

1. 前提条件

- (1) 転換社債型新株予約権付社債の発行
額面総額：500,000 千円
払込金額：450,000 千円（割引発行）
期間：X1 年 4 月 1 日から X11 年 3 月 31 日（10 年間）
利率：0%
- (2) 決算日は 3 月 31 日である。
- (3) X3 年 4 月 1 日に、上記転換社債型新株予約権付社債のすべてについて新株予約権の行使の請求があり、新株を発行した。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資をなすべき 1 株当たりの金額（転換価格）は 50 千円とする。新株の発行時に出資された額はすべて資本金とする。
- (5) 償却原価法の適用にあたっては、定額法によるものとする。

2. 会計処理

（単位：千円）

(1) 発行時（X1 年 4 月 1 日）

現金預金	450,000	社債	450,000
------	---------	----	---------

(2) 決算日（X2 年 3 月 31 日）

社債利息	5,000	社債	5,000
------	-------	----	-------

(3) 決算日（X3 年 3 月 31 日）

社債利息	5,000	社債	5,000
------	-------	----	-------

(4) 新株予約権行使時（X3 年 4 月 1 日）

社債	460,000	資本金	(注)460,000
----	---------	-----	------------

(注) 権利行使により増加する資本金の額は、新株予約権が行使された転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額に基づき算定する。

[設例 2] 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理（一括法）

1. 前提条件

- (1) 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の発行
額面総額：100,000 千円
払込金額：100,000 千円
期間：X1 年 4 月 1 日から X11 年 3 月 31 日（10 年間）
利率：0%
- (2) 発行者は、自社の株式の市場価格が転換価格を上回った場合にのみ、自社の株式を対価として、(1) の転換社債型新株予約権付社債を取得することができる。
- (3) 発行者による取得と同時に、(1) の転換社債型新株予約権付社債を消却することが募集事項に照らして明らかである。
- (4) 取得者（転換社債型新株予約権付社債権者）による新株予約権の行使、又は、発行者による転換社債型新株予約権付社債の取得に際して、出資をなすべき 1 株当たりの金額（転換価格）は 100,000 千円とする。
- (5) 発行者は、X3 年 5 月 1 日に、自社の株式の市場価格が 110,000 千円となったため、取得条項に基づき、(1) の転換社債型新株予約権付社債を取得し、その対価として新株を発行した。また、取得した転換社債型新株予約権付社債は、取得と同時に消却が行われた。
- (6) 新株の発行時に出資された額はすべて資本金とする。

2. 会計処理

- (1) 発行時（X1 年 4 月 1 日） （単位：千円）

現金預金	100,000	/	社債	100,000
------	---------	---	----	---------

- (2) 取得日（X3 年 5 月 1 日）

社債	100,000	/	資本金	100,000
----	---------	---	-----	---------

（注 1） 会社法上は、取得した転換社債型新株予約権付社債を帳簿価額 100,000 千円で計上し、これを資本金（1. (6) 参照）とした上で、当該転換社債型新株予約権付社債の消却を行うこととなる。

なお、発行者による取得と同時に、1. (1) の転換社債型新株予約権付社債を消却することが募集事項に照らして明らかではない場合の会計処理は次のようになる。

- (1) 発行時（X1 年 4 月 1 日）

現金預金	100,000	/	社債	100,000
------	---------	---	----	---------

- (2) 取得日（X3 年 5 月 1 日）

自己社債	110,000	/	資本金	110,000
------	---------	---	-----	---------

（注 2） 取得した転換社債型新株予約権付社債を取得の対価となる自社の株式の時価 110,000 千円で計上し、これを資本金とする。

[設例 3] 外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理（一括法）

1. 前提条件

- (1) 新株予約権付社債の発行に伴い払い込まれた金銭の総額は、1,000千ドル（平価発行、期間10年）とする。
- (2) 新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの金額（転換価格）は500円とする。なお、新株予約権の行使により交付される株式数は、社債の額面金額を換算（固定）レート210円/ドルで円に換算した金額を、転換価格で除した数とする。新株の発行時に払込まれた額はすべて資本金とする。
- (3) 為替相場

発行日	212円/ドル
最初の決算日	220円/ドル
新株予約権行使時	215円/ドル
- (4) 社債利息については考慮しないものとする。

2. 会計処理

（単位：千円）

(1) 発行時

現金預金	212,000	/	社債	212,000
------	---------	---	----	---------

(2) 最初の決算日

為替差損	8,000	/	社債	(注1) 8,000
------	-------	---	----	------------

(注1) $1,000 \text{ 千ドル} \times (220 \text{ 円} - 212 \text{ 円}) = 8,000 \text{ 千円}$

(3) 新株予約権行使時（当初に払い込まれた金銭の総額のうち100千ドル分の権利行使がなされたと仮定）

社債	(注2) 22,000	/	資本金	(注3) 21,500
			為替差益	500

(注2) 権利行使に係る社債の帳簿価額

$$220,000 \text{ 千円} \times 100 \text{ 千ドル} / 1,000 \text{ 千ドル} = 22,000 \text{ 千円}$$

(注3) 権利行使により資本金に振り替える額

$$100 \text{ 千ドル} \times 215 \text{ 円} / \text{ドル} \text{ (権利行使時の為替相場)} = 21,500 \text{ 千円}$$

以 上